

税金が
高く
タヘン
だから...

税金は、自分で計算！自分で申告！！

— 税金の自主申告説明会 —



税の申告は
わたしたちの権利

● 説明会のご案内 ●

■ 日 時

■ 会 場

■ 連絡先

? 税の仕組みが
わからない
所得と収入、どう違うの
計算なんて難しそう... ?



大丈夫！みんなで楽しく
税について学びましょう！



いろいろなくらしのお困りごとの相談も
お受けしています

- 年金を受けている人
(400万円以下でも申告すれば
医療費控除など各種控除が利用できます)
- 収入や売り上げが減った人、失業した人
- 非正規、短期雇用や中途退職した人
- 災害にあった人
- 家を建てた人、購入した人

こんな人も必ず申告を

職場で源泉徴収されている人も、医療費控除や扶養控除
のつけかえで還付請求ができます。

源泉徴収されている人も還付請求

自主計算で自分の所得をチェック！国民健康保険税・料
や後期高齢者保険料、介護保険料、公営住宅家賃、保育料
などの減免につながります。

各種制度の利用には
税の申告が大切です

所得のわずかな違いが負担増に

税の自主申告でくらしを守ろう

消費税10%増税
保険税・料値上げ
年金引き下げ
社会保障改悪

消費税 10%増税反対! 軍事費削って福祉に回せ! 戦争法廃止2000万署名にご協力を!

気軽に
ご参加
ください

子育て支援・教育なんでも相談会！！

さまざまな制度を活用！子どもたちが平等に学び、のびのびと成長できる社会を！



小中学生には

就学援助制度

高校生には

奨学給付金・貸付金

●就学援助とは

条件にあてはまれば入学準備金や学用品費、給食費、医療費などが支給される制度です。

●高校の奨学給付金・貸付金の活用

住民税所得割非課税世帯に、「高校生等奨学給付金」を支給！生活保護利用世帯は同給付金を収入認定から除外します。

この他、生活福祉資金や寡婦、母子・父子世帯対象の就学支度金など、各種貸付制度各自自治体独自の支援制度があります。

●幼稚園や保育園児には

就園援助として低所得世帯対象に、公立幼稚園の保育料が減免されます。

保育園も収入や税額、家庭の事情により、保育料が減免されます。

●2016年度就学援助の支給額（案）

支給項目	小学校	中学校
学用品費	各項目を合計 72,190	各項目を合計 143,150
体育実技用具費		
入学準備金 (新入学児童生徒学用品費等)		
通学用品費		
校外活動費		
クラブ活動費		
生徒会費		
PTA会費		
通学費	実費	
修学旅行費	実費	
給食費	実費	
医療費	トラコーマや中耳炎、虫歯など6つの学校病の治療費	

※自治体や学年によって実際の支給額が変わります。(年額・円)
※上記基準額は2016年1月8日現在の文部科学省案です。

相談会の案内

■日時

■会場

■連絡先

生活保護基準引き下げに伴い、就学援助や奨学金貸付を縮小する自治体があります。みんなで申請して制度の改善をさせないようにしましょう！



消費税 10%増税反対! 軍事費削って福祉に回せ! 戦争法廃止2000万署名にご協力を!